

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

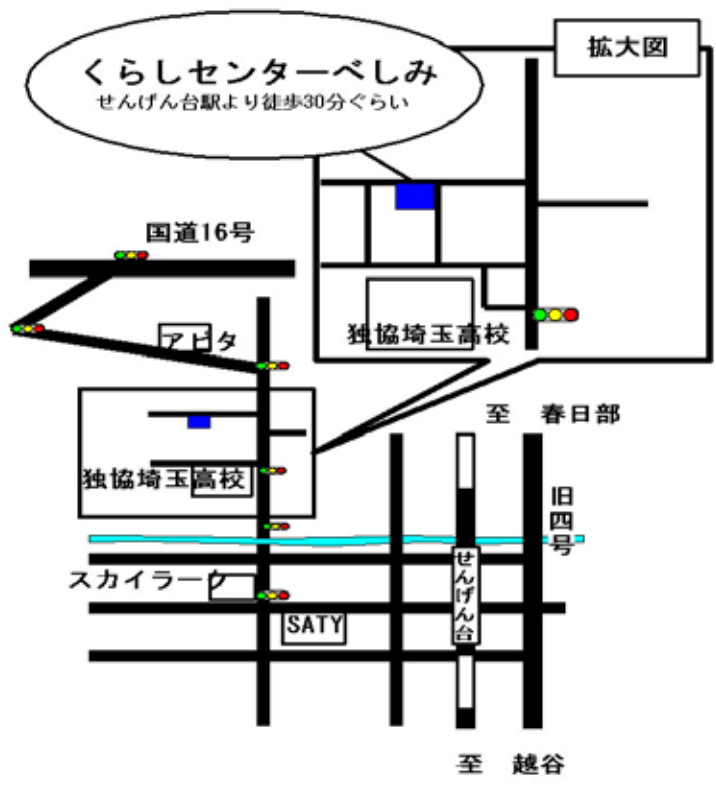
連絡先・春日部市大場690-3

Te1 048(737)1489

Fax 048(736)7192

メール : waraji@muf.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>



変化の春、激動の夏を経て、静かな静かな里の秋。とはいえ、就学時健診や就学指導に心を痛める親子も少なからぬ秋。こんな秋だからこそ、家族そろって、お友達も誘って、障害のある人もない人も、秋の一日をゆっくり楽しく過ごし、共に学び、共に働き、暮らしかうための情報交換もませんか。

恩間新田は越谷市と春日部市の境界の地。田んぼの中に建つ身体障害者通所授産施設暮らしセンター・べしみが今回の会場。

秋田出身のボランティアの指導による「鍋っこ遠足(芋煮会)」をしますので、主食と食器、飲み物は各自でお持ち下さい。食後はご希望により、鷺山観光、生活ホーム交流などお出かけコースを各種準備中。お早めにお申込みを。

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会
 CIL わらじ総合協議会
 連絡先・048-737-1489(山下)048-752-7351(白倉)090-2202-5271(中山)

わけへだてられることなく



共に育ち学ぶために

***** 第2回鴻巣集会のお知らせ *****

地域の小学校、中学校で共に育ち学んでいるお子さんのお父さん、お母さん。
これから地域の学校でお子さんを育てたいと思っているお父さん、お母さん。
現在養護学校、少人数学級で学んでいるお子さんのお父さん、お母さん。
日ごろの悩みや不安なことを、一緒に考えて話しませんか。
誰にも聞けなかったことや国や県の状況など、いろいろな情報も聞けますよ。
今年高校受験を考えている方のご参加も、お待ちしております。

日 時 2005年10月23日(日)
午後1時半～4時(集会の状況によって多少延びるかもしれません)

場 所 鴻巣市総合福祉センター
生涯学習室

〒365-0062 鴻巣市箕田 4211-1
TEL 597-2100(社会福祉協議会)

主 催 みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会
どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会

<http://tomonimanabu.hp.infoseek.co.jp/>

パネリスト 教育の欠格条項をなくす会・準備会 木村さん
埼玉障害者自立生活協会 山下さん

参加費 300円(資料代として)



問い合わせ 竹迫 048-942-7543 松森 048-548-7713 矢島 048-543-4306
(メールでのお問い合わせは tomonimanabu@infoseek.jp へ)

集会の概要



私たちはハンディのある子どもが、地域の中で一緒に育ち学ぶことを願っています。ハンディのある子ども、大人、お年寄りも含めて、地域の中で共に生きるインクルージョンを目指しています。私たちはハンディのある子どもを地域の学校で受け入れ、それぞれの個性を認めた教育の実現を国や県に訴えています。今回ご参加の木村さんは元養護学校の教員をしていた経験があり、山下さんは障害のある人の自立支援に長い間たずさわって来ています。国会議員との勉強会や文部科学省との交渉の経緯、地域で共に生きることの課題など、いろいろなお話を予定しています。後半はパネリストを囲んで、参加者の皆さんとのフリートークをおこないます。

共に学ぶ教育 (要望と回答)

県内各地で共に学び・共に働き・暮らしあうことを進めている団体・個人の連絡組織である埼玉障害者市民ネットワーク(野島久美子代表)は、8月30、31日の両日、県庁講堂で、県の様々な部局と第19回総合県交渉を行いました。その中で「共に学ぶ教育」についての要望と県の回答だけをここに紹介します。ここ5～6年、はぐらかすような回答ばかりで、がっかりです。疲れるやりとりの中、現役の小学生と中学生から、学校からは親が付き添えとか特別な場へ行ったらどうかと言われるけれど、みんなと一緒に学びたいんですといった発言があり、拍手を浴びました。小・中学校は市町村の管轄だから県は調査できないと言い続けた県義務教育指導でしたが、最終的には「実態把握は必要と考えている」と答えました。

このほかに他の分野でも教育に関わる質疑応答が沢山行われましたが、ここでは割愛します。



彩の国障害者プランに基づき埼玉県は教育のノーマライゼーションを進めるため、特別支援教育課内にノーマライゼーション教育担当を配置していますが、特別支援教育課が管轄し予算を握っているのは盲・聾・養護学校についてのみです。ノーマライゼーション教育は「分け隔てられることなく共に育ち・学ぶ教育」であり、本来義務教育課ないしは市町村教育課に配置されるべきものと考えますがいかがでしょうか。

回答： ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進は当県の重要課題の一つに位置づけ、特別支援教育課を窓口にしながらも、義務教育指導課・職務教育課などの関係各課との連携を図りながら、取り組んでいるところであり、障害のある児童生徒一人ひとりに対するきめ

細かな支援を図れるような観点からすれば、私どもと特別支援教育課が窓口になることによって特別に問題がないのではないかと考えます。(特別支援課)

文部科学省は、既存の盲・聾・養護学校を特別支援学校(仮称)として、地域の小・中学校の支援センター的機能を持たせる構想を打ち出しています。しかし、盲・聾・養護学校には「特殊教育」についての情報はあっても、共に育ち学ぶための支援ノウハウはまったく欠落しています。障害をもちながら、どうやったら他の子どもたちと一緒に勉強できるのか、子どもたちの関係を損なわない介助のあり方はどうあるべきか、運動会や遠足などの行事への参加はどうしたらよいか、既成の制度活用はもちろんのこと、制度の枠をはみ出す現場での様々なとりくみを蓄積・研究し、市民や障害者団体、関係機関などのネットワーク、情報収集、研修の企画などを通して、親子や教員などの相談にのり、応援していける体制を市町村レベルで構築してゆくことが必要と考えます。県として市町村への支援施策を考えてください。

回答：熊谷、坂戸のモデル市における支援籍の取り組みでは、ご指摘の障害を持ちながらどうやったら他の子どもたちと一緒に勉強できるのか、運動会や遠足などの行事への参加をどうしたらいいか等の点につきまして、小・中学校の支援籍学習を実施する際の養護学校の先生方からのアドバイスが大変参考になっていると報告をいただいております。一方通学や指導における介助のあり方等については、ご指摘のとおり教育における取り組みと並行しまして地域福祉の仕組みづくりの中で支援籍を支えていただくボランティアの活躍に期待したいことから、福祉部や県の社会福祉協議会と連携しながら、介助ボランティアの育成にも取り組んでおります。また、モデル市では就学支援委員会を通しまして、関係機関との連携を図りながら障害を持つ児童生徒一人ひとりの具体的な支援のあり方等について助言をいただいているケースもございます。県といたしましては、支援籍の取り組みを応援していける市町村レベル

の体制作りは大変重要だと考えております。これらのモデル市における成果を踏まえまして、それぞれの市町村が出来るところから、取り組んでいけるよう一月に予定しています成果報告会などを通じまして、そのノウハウの提供に努めてまいります。(特別支援課)



保育園、幼稚園の入園について、どこに相談したらいいのか、入れないのではないか、といった不安を持った若い親がたくさんいます。また、入園希望を伝えたら、障害児通園施設に行くべきとか、手がかかる子は受け入れられないとか、親の付き添いができないなら無理とか、障害のある子がいると他の子のことを面倒見てもらえないという親たちの意見があるとされた、といった例が跡を絶ちません。早期発見・早期教育(療育)の名により、幼いころから特別なルールが敷かれ、近所の子供たちや家庭生活から分けられ、迷わされるのは本末転倒です。障害の重い子も含め、保育園幼稚園などで、あたりまえに共に育ちあうための支援を考えてください。

回答: 障害者保育につきましては国庫補助事業については平成 15 年度から一般財源化されたものの県単補助事業につきましては、現在継続して国庫補助事業の補助対象外であって障害児について広く補助しているところ。その結果障害児保育は、平成 12 年度、具体的には県下で 592 人という在籍者が 16 年度は 886 人になっております。県といたしましては今後とも障害児保育に限らずさまざまな保育ニーズに応じた特別保育について、その充実を図ってまいりたいと存じます。(子育て支援課)

障害のある幼児も地域の身近な幼稚園で同世代の子供たちと一緒に幼稚園教育を受けたり遊んだり出来るように、県では障害のある幼児の私立幼稚園への就園を促進するとともに、障害のある幼児を受け入れる私設幼稚園における教育環境の充実を図るため障害のある幼児が在園する私立幼稚園に対しまして、幼児が安心して園での生活ができるようにするため、補助する教員や職員の雇用にかかる費用、それから施設の修繕等の経費に関しまして補助を行って、県レベルでは私立幼稚園が障害のある子を受け入れやすい環境を整えることができるようまた、幼稚園が負担を理由に受け入れを断念することがないように引き続き幼稚園の補助をおこなってまいりまして、障害のある子供も幼稚園への就園の支援をしてまいりたいと思います。(義務教育指導課)

障害のあるなしにかかわらず幼児一人ひとりが主体性を発揮して自ら活動に取り組めるようそれぞれの幼稚園によって幼児の実態や保護者の願いなどを踏まえた活動を行うことが重要と考えています。今後とも各幼稚園が園内の協力体制を確立し、指導の充実にも努めるよう教育委員会に働きかけてまいります。(学事課幼稚園担当)

小中学校の普通学級において、校外学習や宿泊学習の度に保護者の付き添いを求められ、家庭の事情で付き添いができず休むことになったり、介助員の付かない日はプールに入れないと言われたり、介助員がついているにもかかわらず、みんなが走るマラソンコースと違うコースにされたりといったことが起こっています。このような事態は、障害のない子の場合、学習権を侵したとして大問題になりますが、障害のある子供の場合、あってもいいのでしょうか

回答: 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導に当たっては、一人ひとりの可能性や能力を最大限生かして生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進しております。今後とも児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援に努めるよう市町村教育委員会に指導してまいります。(教育指導課)

県の目指すノーマライゼーションとは、母親が付き添いをさせられているが、子どもが大きくなりプールの介助が大変であるにもかかわらず、教員は一切手伝ってくれないといったような例がよくあります。「本来養護学校に行くべき生徒」「ここにいるべきでない子ども」「経過観察中の子」と位置付けられた結果といえます。県がめざす「ノーマライゼーションの理念」から見て、どう評価されますか。また、このような事態についてどう対処されるのでしょうか

回答: 支援籍は現行制度の中で在籍する学校や学級のほかに、障害のある子供たち一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を具体化すると共に障害のない子供たちの心のバリアフリーをはぐくむための仕組みと考えております。実際モデル市における支援籍の取り組みの中で、共に学ぶ機会が増えていくことで、盲聾養護学校に在籍する子供たちを自分の教え子、あるいは自分のクラスメートとらえていただけるなど、少しずつではありますが、意識が変わってきていると確信してきております。今後全県における支援籍などの新たな仕組みの定着に向け全力で取り組んでまいりたいと思います。(特別支援課)

みんなと一緒に育ち学ぶことが大切であるといわれながら、その一方で小中学校の普通学級に在籍する子どもた

ちの就学後も分けられた場に移ることを繰り返し強いられたり、親の付き添いを強制されたりしていますが、昨年の交渉で県は「保護者と教委、学校が独自に約束事としていることについては、県教委の指導になじまない」とした上で、付き添い強要といったことがあれば「県として調査する」と答えました。このような実態は枚挙にいとまがありません。ぜひ調査しその結果を明らかにしてください。

回答:付き添いについては必要のある場合、話し合いによって保護者の付き添いをお願いするときもあると受け止めております。このことについては県教育委員会が調査や指導することはなじむことではないと判断しております。教師自身が障害のある児童生徒に対する理解を深め、学校全体の教育体制を築いて指導に当たるよう市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと思います。(教育指導課)

特別支援教育コーディネーターの資格取得の講座や研修。特別支援教育振興協議会の出した方向に沿って、支援籍の試行などの取り組みが進んでいるところですが、現実に普通学級で学んでいるすべての障害のある子どもの実態を把握しないまま、「ノーマライゼーションの実現につながる」などありません。特別支援教育コーディネーターの資格取得の講座や研修において、このことをどう説明されているのですか。



回答:平成 15 年度の埼玉県特別支援教育振興協議会ではノーマライゼーションの理念に基づいた教育をどのように進めるかについて審議を行い、検討結果等をまとめました。その際審議資料を策定するため小中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒について調査を行いました。特別支援教育コーディネーターにかかる研修会におきましては、国や県の通常学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒に関する調査の結果を踏まえ、小学校・中学校・盲聾養護学校等における校内外の連絡調整等を担当する特別支援教育コーディネーターとして必要な学校内や関係機関との連絡・調整の技能や本人・担任・保護者との相談に必要な LD・ADHD 等にかかる一般的な知識や教育的支援の進め方等についての研修を行っているところでございます。(特別支援教育課)

中学校卒業後の進路選択。中学校卒業後の進路選択で、養護学校や特殊学級においても、選択肢として高校もきちんと項目に入れ必要な説明を行ってください。その上で、養護学校や特殊学級を含む全ての中学3年生の高校進学希望数から定員を決めるようにしてください。

回答:特殊学級や養護学校の進路指導につきましては、埼玉県特殊教育教育課程編成要領特殊学級等のものと、盲ろう養護学校のものがありますが、教育課程編成要領の中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるように、学校の教育活動全体を通じて計画的組織的に進路指導を行っており、之に基づいて、進路希望の取り扱いを含めて適正に実施されていると認識しております。今後も引き続き、一人ひとりの生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう関係機関と連携して、進路指導の充実に努めてまいりたいと思います。(特別支援教育課)

県公立高校の生徒募集人員は、中学校卒業見込み者数、過去の進学率、公私比率等を勘案して策定しております。また、各高等学校の募集人員は、全体の募集人員の増減を踏まえ、地域の中学校卒業生数、中学生の進路希望状況調査、過去の志願倍率、学級数の適正、希望等を勘案して決定しています。(高等教育指導課)



障害のある生徒たちの県立高校受験に関し、中学校段階で情報が不足していたり、誤った情報に基づいた指導が行われている実情があります。教育局としてきちんと指導を行ってください。

回答:高校教育指導課といたしましては中学校長及び中学校進路指導担当者に対して、入学者選抜実施要綱説明会において、埼玉県公立高等学校入学者選抜の通知に基づき、障害のある生徒の学力の検査出願の際の取り扱いについて説明をいたしております。主な説明内容といたしましては、障害のある生徒の入学者選抜における学力検査及び選抜に対しては障害があることにより不利益な取り扱いをすることがないように留意することを基本的な考えとしていること、また 学力検査の際に介助を必

要と考える生徒が在籍している中学校長が、学力検査の際、特に介助を必要とする生徒について、教育局・出願先高等学校長に事情を十分説明することなど…聞き取り不可能…(高等教育指導課)

軽度の知的障害児を全県から集めて就職率 100%をめざすという高等養護学校、そして自力で通える知的障害児を集めるといふ県立高校内の養護学校分校設置は、障害者自立支援法と同じ差別・分断の道でしかありません。県立高校を希望する生徒達に対し、定員内不合格など排除の姿勢を変えず、養護学校高等部に誘導してきた結果として、「知的障害養護学校の教室不足」がもたらされたことを認め、全面的に見直してください。

回答:平成 17 年 7 月の教育委員会におきまして埼玉県立南高等養護学校(仮称)、及び埼玉県立・高等養護学校(仮称)基本計画が策定されたところです。今後はこの基本計画に基づいて、教育課程などを含め施設整備などハード面について検討を進めてまいりたいと思います。また、成 15 年度、特別支援教育振興協議会において、ノーマライゼーションに基づく教育を推進する観点から、高等学校内に、養護学校分校を設置することの研究の必要性について、検討結果報告を受けております。今後は、ノーマライゼーションに基づく教育を推進する観点と、教室不足の解消の観点から、高校の余裕教室を活用した分校の設置に関して、他県の状況などを参考に検討してまいりたいと思います。なお、高等学校の定員内不合格につきましては、受験者が募集人員を満たない場合、可能な限りその全員を候補者とするよう校長を指導してまいりたいと考えております。(特別支援教育課)

総合県交渉へ行って

「僕、今、困っていることがあるんです」

W. TABATA

誘われて、総合県交渉に行ってきた。あらかじめ用意された質問事項に対し、県側が答え、その際、再度の確認や質問、意見も出た。自由発言の際には、障害者本人からの話も出た。長年の思いもあり、皆さん、必死の発言だった。ところが、県側の解答は、どうも、悠長だ。(そう思える)教育を社会変化に伴いフラフラさせてはいけませんが、今、現実に、一年一年を送る子供たちは、その間に、不利益を被ったまま卒業してしまう。毎年、県側は、異動で変わるらしい。その度に、また同じことの繰り返しで、イライラ感を募らせる人もいる。

ある四年生の男子が発言した。「僕、今、困っていることがあるんです。……」先生が、全員が行く一つの中学校があるのに、「〇〇君は、どこの中学へ行くの?」と聞くそうだ。「宿泊学習にも、車イスで行けるの?」と心配しているとのこと。現場には、数限りなく信じられない教師の子供や親を傷つける言葉がある。そして、教師もそれに気づかず(?)本気で、その子のためにと思い込み話をする。その溝が、なかなか埋まらない。それなのに、県側は「学校と話し合ってください。」と言う。求めているのは、現場の教師の意識改革であり、さらなる、県の指導である。

ノーマライゼーションを進めるにあたり、「今まで、やってこなかった実態調査をしますかどうか、それだけ教えてください。」と詰め寄る人もいた。実態調査なくして、どうやって、子供本人やその学校生活を理解し支援する方法が見つけられるのか? 県側は、学校をどう指導するのか? ようやく、県側は、その必要を認めた。

皆さんの熱い思いを感じた日だった。初めは、小さな声で、周りの人を驚かしたかもしれない。でも、今は、その思いが、県の指導と共に、少しずつ学校に広まりつつある。あきらめないで! まずは、小さな一声を。県には、スピードある実行を。

(8月30、31日、埼玉県庁第3庁舎にて埼玉障害者市民ネットワークが県と総合県交渉をし、生活全般ある中の教育の部分だけに出席しました。)



(「こんにちは さやまのペンギン村です!」NO. 148より転載)

高校問題・2005年度第1回教育局交渉をやりました

8月26日(金) 職員会館401 司会・野島

来春の公立高校入試へ向けて、どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会等の今年度の県教育局交渉がスタートしました。この交渉は1988年から行われており、局側は高校教育指導課のほか義務教育課、市町村教育課、特別支援教育課などの主席・主幹等が出席し、その年の高校教育指導課の主席指導主事が県教育長の意を体して局を代表します。いま用いられている「障害の不利益に配慮する」通知や「定員内不合格」に関する通知も、この交渉の中から生まれました。

国際・国内環境の激変に対応すべく、文科省、教育局は、生徒達の「生きる力」育成に躍起ですが、障害のある生徒達を排除したままでは何をやっても裏目に出ることは確実です。

「地域で共に学ぶ高校」を実現させるために、あなたも教育局交渉において下さい。

なお、ここに示したように、県が用意してきた回答は杓子定規なものでしたが、その後の質疑応答を経て、末尾に示したような「宿題」を確認しました。次回の交渉は、この「宿題」を中心に行います。来春の公立高校受験について迷っている方、これからでも間に合います。どうぞTOKOまでご連絡を。

埼玉県教育委員会教育長様
埼玉県教育委員会教育委員長様

2005年7月21日

どの子ども地域の公立高
校へ・埼玉連絡会
代表
齊藤尚子
みんな一緒に普通学級
へ・埼玉連絡会
代表
加瀬正美
埼玉障害者市民ネット
ワーク
代表
野島久美子
要望書



現在、教育や福祉に関するさまざまな制度の改定が行われつつあり、大きく転換しようとしています。私たちは一貫して、「分けないで、共に」ということを訴えてきましたが、『障害者プラン』の策定においてもそのことが盛り込まれ、「分け隔てられることなく、共に」の方向に進んでいくものと期待しました。しかし、現在行われつつある諸改革は、「支援」という美句にくるんで、障害のある人とならない人を、障害のある人をその状態や程度によって、ますます分けていく方向にあり、たいへん危惧しているところです。

ノーマライゼーションの名のもとに養護学校義務化から四半世紀経ちましたが、その結果はどうでしょうか。経済力低下とも相俟って、障害のある子とその親が孤立し学齢期から施設に入らざるをえなくなる例が増え、また、障害のある生徒の就職率は低くなっているという結果も出ています。果たして、分けて教育することで、「ノーマライゼーションの理念の実現」が成るのでしょうか。これからの社会においては、経済的に厳しくなることも考慮すればなおのこと、子どもの頃から一緒に育ち、日常的に身近で援助し合う関係を作っていくことが大切になってくるのではないのでしょうか。

どのような障害があっても地域の小中学校で共に育ち学ぶ中で、高校へもみんなと一緒に通いたいと、高校入学について貴局との話し合いを始めたのが1987年秋でした。それから18年近くの間、障害のある子どもたちが高校に入学し卒業していくことは少しずつふえつつあります。今春、4年間も定員内不合格とされ続けてきた齊藤くんの大宮商業高校への入学、2年間定員内不合格とされ続けてきた山田さんの浦和一女高校への入学が実現しました。地元の高校への入学が実現したことは大きな意味があります。教育局の高校への指導と、それに応えようという高校の努力の成果と感謝しております。しかし、まだまだ広がり

見られず、定員内不合格とされ高校入学をあきらめざるをえなかったり、受け入れ校が限られているため遠くの高校へ通わざるをえなかったり、お金のかかる私立高校へ入らざるをえなかったりといった場合が多々あります。

地域で育ち生きていきたいと願い、高校への入学を希望している子どもたちの夢を実現していくために、教育局が率先して取り組んでいただきますようよろしくお願い致します。

- 1、**地元の高校へ入学できるよう定員を確保してください** 同世代の友だちや周囲の人たちとの関わりが大切であることから、障害があっても地元の小中学校で学んでいる子どもたちがたくさんいます。同様の意味で地元の高校で学ぶことがとても重要です。しかしながら、地元へ受け入れ校がなく、止むをえず、定員割れの遠くの高校へ、施設設備のある遠くの高校へ通っているケースが少なくありません。「能力・適性」一辺倒ではなく、地域で共に育つことの大切さを認識し、地元の高校への受け入れを進めて下さい。

高校の入学定員は、中学生の進学希望者数を見て決めていると言っていますが、進学希望者数というのはどのように調査して出された数でしょうか。

例年 10 月と 12 月の 2 回、県内公立中学校に在籍するすべての卒業予定者を対象に、中学校卒業予定者の進路希望状況調査を実施しています。

定員の決め方

県公立高等学校生徒募集人員は、中学校卒業見込み者数、過去の進学率、公私比率等を勘案して策定しております。進学希望者数に障害のある子どもの進学希望者も入れて各高校の定員を決めていくべきであり、障害のあるなしにかかわらず、県内に住んでいる全ての中学生の進学希望者数をもとに高校の定員を決めてください。

各高等学校募集人員は、全体の募集人員の増減を踏まえ、地域の中学校卒業生数、中学生の進路希望状況調査、過去の志願倍率、学級数の適正規模等を勘案して決定しています。

そのためには、特殊学級や養護学校の進路指導においても、進路の選択肢として高校もあることを本人・保護者に示し希望を訊くよう指導して下さい。

特殊学級や養護学校の進路指導については、埼玉県特殊学級及び盲聾養護教育過程編成要領の中で、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるように、学校の教育活動全体を通じて、計画的組織的に進路指導を行うとなっております。これに基づいて、進路希望の取り扱いも含めて、適正に実施されていると認識している。

今後も引き続き、一人ひとりの生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるように、関係機関と連携して、進路指導の充実に努めて参りたいと存じます。

受験者が定員をオーバーした時は、1.2 倍程度であれば、全て高校に入学させてください。

県教育委員会では、各高等学校校長に対してあらかじめ公示した募集人員を確保できるよう配慮することと指導しております。募集人員を超えて入学許可候補者を決定することは校長の権限であり、一律に定めることではないと考えております。

障害があると体力的に遠くの高校へ通うことはたいへん困難です。知的に障害のある子どもが一人で電車通学するのは難しい場合があります。地元でなければ通えない理由を優先して入れる地域選抜制度を取り入れ、子どもたちを地域で見守る環境作りをしてください。将来の就業や生活など地域での関わりを作っていくためにも、地元の高校に通えるようにしてください。

高等学校が地域に根ざした学校づくりを積極的に推進するために、前期募集における地域選抜を実施しております。対象とする生徒は、当該高等学校が所在する市町村を基本として、通学距離や通学時間等を配慮し、当該高等学校長が適切に定めることとなっております。

施設設備が整わず、遠くの高校を選ばざるを得ない、あるいは私立高校へ行かざるを得ないという例がたくさんあります。入学者が出てから検討するのではなく、全ての高校の施設設備を整えて下さい。

従来より、障害を持った生徒の入学にあわせて、受け入れに必要なスロープ、階段手すり障害者用トイレの設置を行ってまいりましたが、平成 13 年度より、快適ハイスクール施設設備事業を着手し、全校を対象に障害者用トイレスロープ階段手すり等の設置等、高校施設のバリアフリー化を計画的に実施しているところでございます。

また、エレベーターについても、地域バランス等を考慮して、平成 10 年度から計画的に整備しております。厳しい財政事情の状況下ではございますが、今後も生徒の安全で快適な学習環境を確保できるよう、引き続き施設設備の整備を実施してまいります。

- 2、**定員内不合格をなくしてください** 定員内不合格について、県は「あってはならない」と明言し、通知においても「受検者数が募集人員に満たない場合、可能な限りその全員を入学許可候補者とするよう努め、……。なお、確保しがたい場合には、事前に教育局指導部・高校教育指導課長と協議すること。」として、歯止めをかけてはいるようですが、現実には、今春の入試結果では、後期募集で 38 名、二次募集で 8 名の定員内不合格者が出されています。さまざまな問題を抱えながらも高

校へのつながりを求めている限り、受け止めていく姿勢を示すべきではないでしょうか。

今年度の結果で、定員内不合格としたのはどのような理由からか、来年度入試において定員内不合格を解消するためにどのように取り組むのか、お聞かせください。

定員内不合格を出す学校において、個々の合否について、その理由を明らかにすることは選抜の内容にかかわる事項になるので、公表することは出来ません。

受験者が募集人員に満たない場合、可能な限りその全員を入学許可候補者とするよう、校長を指導してまいりたいと考えます。

定員内不合格に関する確認(2001年3月)で、理由を明らかにし、その理由を制度的な課題として認識するとしていますが、斉藤さんと山田さんの後期募集で定員内不合格とされた理由が明らかにされ、結局は障害に関わる理由でした。(その後、二人は二次募集で合格となりましたが、)障害を理由に不合格にすることは昨年改正された「差別の禁止」を基本理念とした「障害者基本法」に反するものです。障害を理由に不合格にすることは差別であることを認め、不合格としないようお願い致します。

各高等学校においては、校長を委員長とする選抜委員会を設けて、厳正に選抜を行っており、各学校学科等の特色に配慮しつつ、障害のあるなしにかかわらず、その教育を受けるに足る能力・適性を判定して選抜を行っております。

- 3、受験を希望している高校との話し合い、研修、体験通学等を行えるように指導してください 本人・保護者の希望により、受け入れに対する理解を深めるために、

共に学ぶことの大切さや高校への想い、これまでに体験し蓄積してきたことを、本人・保護者・支援者が高校長や教員に伝える場を持てるようにして下さい。

埼玉県では、初任者研修、十年次研修という国の定める研修に加えて、五年次研修を行っています。その中で、障害者への対応、共に学ぶことの大切さ等に関する研修を実施していくよう考えております。

障害のある生徒を受け入れている高校や中学校での研修で、その実態を知るに止まらず、受け入れのための研修にしてください。

埼玉県では、初任者研修、十年次研修という国の定める研修に加えて、五年次研修を行っています。その中で、障害者への対応に関する研修もここ数年で増えております。

実際に本人と出会い、どのようにして一緒に学び生活していくかを探っていくことがもっともたいせつと思われるので、体験通学ができるようにしてください。

過去、数校において実施してまいりました。今後も当該校と協議し検討してまいりたいと思います。

- 4、本人・保護者の申し出に沿って受験上の配慮をして下さい 「障害のある生徒の埼玉県公立高等学校入学者選抜……」の通知においては、基本的な考え方として“障害があることにより、不利益な取扱いをすることがないように留意する。”と述べています。障害があっても、そのことが不利益になることなく、安心して受験ができるよう、本人・保護者から申し出のあった配慮を行うよう、高校長に指導してください。埼玉県内の高校ではこれまでに、問題文の代読や解答欄への代筆は行われた経過がありますが、回答を選択式にすることについても実施できるようにしてください。

障害のある生徒の入学者選抜における、学力検査及び選抜に当たっては、障害があることにより不利益な取扱いがないよう指導しております。

さまざまな課題があり、今後障害があることにより、不利益な取扱いが行われることがないよう、また、学力検査の公平性、厳正性に留意しながら、研究してまいりたいと存じます。

- 5、障害のある生徒の高校受験について中学校においても不利益のないよう指導してください 入学者選抜は受け入れ側の高校が最終的には判断しますが、出身中学校のあり方も大きく関わってきます。障害があっても地域で共に学ぶことに対する理解のある教員はまだ少なく、高校でも共に育ち学びたいということの意味をなかなか理解してもらえず、入試に対する不安や迷いの声がよく聞かれます。障害のある生徒の高校受験について、誤った情報が伝わっている例もあり、中学校に対してどのような指導を行っているのかお聞かせください。例えば、重度の肢体不自由のある生徒で、定期テストで回答を選択式にするといった配慮がなされていたのに、高校を受験したいという旨を中学校に伝えたと、高校受験では名前等全部自分で書けなければいけないといって、定期テストで全く配慮をしなくなり答えられなくなったというような不利益を受けている例があります。県内の高校では代読、代筆による受験が行われた経過がありますし、定期テストでこのような扱いを受けると内申点にも影響してきます。県及び市町村の担当課ではどのように考え、対応していくのかお答え下さい。

本県では生き方指導としての進路指導の実現を目指し、一人ひとりの生徒が、自分の意志と責任で、適切な進路選択が出来るよう指導しております。県教育委員会といたしましても、各学校が障害のある生徒に対する進路指導に十分配慮し、生徒が自分の意志と責任で、自分の進路を選択決定する能力態度を身につけることができるよう、市町村教育委員会を通

じて指導しております。また、障害があるため、学力検査の際に配慮を要すると思える生徒が、公立高校へ出願する際には、中学校長は本人保護者の要望を十分聞いたうえで、志願先高校長に学力検査に当たって配慮してほしい措置、及び、中学校として平常の学校生活で配慮している措置について説明するよう指導しております。

定期テストの配慮については、学校として検討し、判断されたものと考えております。今後とも、市町村教育委員会とも連絡を取りながら、その状況を把握してまいりたいと存じます。

定期テストの配慮については、学校として検討し、判断されたものと考えております。今後とも、市町村教育委員会とも連絡を取りながら、その状況を把握してまいりたいと存じます。

- 6、**高校の統廃合や養護学校高等部分校設置をやめてください** 地域の小中学校で育ってきた子どもたちが、選抜という体制の中で高校に入れず、それまでの地域生活が中断され福祉的な場へと集められていき、一方、高校においては、小中学校での共に育ち学ぶ経験の蓄積が活かされていないという状況があります。埼玉県においても、養護学校高等部分校設置の方針が出されているようですが、果たしてノーマライゼーションにつながっていくのでしょうか。高校の統廃合を進めて定員を減らし入学を困難にしておきながら、養護学校の教室不足を理由に、高校内に分校を設置するというのは、障害のある子どもたちを差別して障害のない子どもたちから分け、さらに「自力通学が可能な比較的障害が軽い」子どもたちとそうでない子どもたちを分けていくことになります。なぜ、高校と一緒に通えるようにしないのでしょうか。

中学校卒業生数が減少していく中で、各学校が活力に満ちた教育活動を展開し、適正な学校規模を確保するためには、県立高校の再編整備を進めていく必要があります。平成15年度、特別支援教育振興協議会において、ノーマライゼーションに基づく教育を推進する観点から、高等学校内に、養護学校分校を設置することの研究の必要性について、検討結果

報告を受けております。今後は、ノーマライゼーションに基づく教育を推進する観点と、教室不足の解消の観点から、高校の余裕教室を活用した分校の設置について、他県の状況などを参考に検討してまいりたいと存じます。

次回交渉へ向けての宿題として確認したこと

質問の1の「県内公立中学校に在籍するすべての卒業予定者」の中に養護学校の生徒を入れないのはなぜか？

2の について、定員内不合格を出した理由について、個人や学校を特定できない形でいいから、明確にしてほしい。この理由は%という統計的に出してほしい。

「あってはならない定員ない不合格」を厳正性・公平性という中に隠すのは、逆に偏見や差別につながる。実際に困るから定員ない不合格にしたのなら、その困ることを表に出してほしい。

特別支援教育振興協議会の中で教育長も「定員内については今後検討していく」といったことは行われているのか。定員内不合格についてはどこで検討されているのか？

の について。体力がないから遠くの学校へ通えないなど「地域の学校でなければ選べない」という生徒の側の課題と問題を、

どう選抜で受け止めていけるのか？

過去県教育局が行ってきた(認めてきた)「障害があることにより不利益をこうむらないための配慮」を一覧表にしてください。

中学の進路指導の話。基本的には軽い障害の子で出来る子は高校を受ける対象として考えているけれども、重い障害を持つ子が地域の高校へ行って、学ぶためにはこういう手立てがありますよ、受験上の配慮があるということを含めた進路指導がされていないことははっきりしている。そのことに対してどうして行くか？

6の回答に関して、高校は高校、養護学校は養護学校とばらばらにとらえられているが、障害ある子供たちが地域の中で育て大人になっていく、その過程の問題として地域で共に生きていくための高校。ということに関して養護学校高等部の問題と高校の統廃合の問題は一緒の問題として考えていただきたい。

・福祉はお金がかかるというなら障害者がもっと納税者になれる様にそのノウハウを勉強して下さい！

テレビの報道で最近良く耳にする言葉があります。それは、日常の普通の生活が突然奪われたとありますが、施設の生活や常に措置されている生活は普通の日常の生活といえるのでしょうか？

社会の中で地域の中で買い物に行ったり、食事に出かけたり映画を見に行ったりといった普通の暮らし、社会参加を望んでいるのですが現実そのほとんどが実践されていないのが実情です。

・政治や行政に携わる人達はもっとこの事を真摯に受け止めて障害福祉のノウハウを勉強して下さい！行政が理解出来ていないのに、世の中の人達が理解するはずがありません！

頭の中だけのマニュアル等では実際の現場にはほとんど通用していません。真摯に受け止めるという事はもっと障害のある人達と触れあって現場の実情を把握する事が障害福祉のノウハウを知る基本だと思うのです。

・最近、世の中の動向は弱肉強食の方向にどんどん向いている様に思います。その事はとても恐ろしい事です。障害者が住み易い社会は誰にとっても住み易い社会だと思うのです。障害福祉が進む事で世の中の人達もきっと今より人間らしく生きられると思うのです。

・この事を踏まえ、行政に携わる人達はもう一度原点に立ち返ってノーマライゼーションの意味を考えて見て下さい。障害者の就労を考えた時、社会参加あって初めて就労に結びつくと思うのです。もう一度障害福祉を見直して下さい。

*・特例子会社について (共に働く職場)として

否定はしないが現在の作業所や授産施設の様になるのでは意味がなくなってくる。そこには社会参加があって共に助け合う精神がなければいけないと思う。

・デイケア、作業所、授産施設 たとえ、10円でも100円でもお金をもらって働いてる以上はこれも立派な仕事である。

・働く形について 利益追求だけの仕事は働く形とはあまり言えないと思う。何故なら、そこには必ず社会参加がなければついていけないからである。

その中でも一般の企業で障害者の人を受け入れて努力している所もある。



(TOKO編集者より：筆者の息子さんは、障害を抱えながら普通学級を経て現在企業で働いています。筆者自身も、障害のある人達の地域生活を支える介助派遣事業所でヘルパーとして働いています。この原稿は、埼玉障害者市民ネットワークの総合県交渉で発言するために書いたメモだそうですが、発言の機会を逸せられたため、ここに寄稿して下さったものです。)

9 心身障害者に配慮した学校施設整備の状況(050年度)

[小学校]

資料

心身障害者に配慮した学校施設整備の状況

東京都教育庁学務部発行「東京とにおける小中学校施設の現状」より

学校数		エレベータ	自動ドア	身障者専用トイレ	左のうち			階段手すり	椅子昇降機	等設置階段	段差	スロープ	点字	ブロック	その他			
					洋式	トイレ	手すり								付き	身障者用	昇降機	シャワー室
8	千代田区	4		3	3	3	3	8		2	3							
16	中央区	2		5	5	5	5	16			5							
19	港区	6	2	10	10	10	10	6	1		6	1						
30	新宿区	3		8	8	8	8	14			2	2						
20	文京区	4		9	9	9	9	20			11	4						
20	台東区	13		15	15	15	15	20			20	1						
28	墨田区	2		16	16	11	20	20			10	1						
43	江東区	4		5	5	5	5	43	1		8	3						
40	品川区		1					3			3							
22	目黒区	4	2	12	12	12	19	17			17							
61	大田区	4	2	23	23	23	20	23			23	23						
64	世田谷区	5	1	64	64	64	64	64	1		27	4						
20	渋谷区	2	2	18	18	18	20	20	2		20							
29	中野区	2	2	29	29	16	23	18			18							
44	杉並区	3		3	3	3	3	41			14							
44	豊島区	2	4	17	17	17	24	7			7	1					6	
40	北区	2	1	17	17	12	28	20			20							
23	荒川区	2	1	10	10	10	22	9			9	1						
55	板橋区			37	37	37	50	35			35							
69	練馬区	1	1	15	15	15	61	1			34	1						
73	足立区	4	4	63	57	45	61	46			46	2						
49	葛飾区	2	1	10	10	10	38	3			3	2						
73	江戸川区			54	54	54	60	73			73	1						
870	区計	69	24	443	437	402	678	8	414	47							6	
69	八王子市	1		14	14	14	64	28			28							
20	立川市			19	19	19	20	14			14							
12	武蔵野市	2	1	2	2	2	2	3			3							
15	三鷹市	1	1	6	6	6	11	4			4	1		1				
17	青梅市		1	9	9	9	16	13			13	1						
22	府中市	2		12	12	12	22	4			4	3						
15	昭島市			13	12	13	15	3			3							
20	調布市	1	1	12	6	1	15	1	1		15	1						
39	町田市	9	4	39	39	39	39	39			39	39						
9	小金井市			6	6	6	9	6	1		6	1						
19	小平市	4		2	2	2	14	13			13							
19	日野市	1		12	12	12	19	1	1		13			1				
15	東村山市			10	10	2	3	4	2		4							
10	国分寺市	1	1	10	10	10	9	9			9	1						
8	国立市			5	5	5	8	3			3							
7	福生市		1	2	2	2	7	7			7							
7	狛江市	1	1	2	2	2	1	2			2	1						2
10	東大和市			6	6	6	10	3			3							
9	清瀬市			6	6	6	7	7			7	1						
15	東久留米市			15	15	15	15	2	1		2							
9	武蔵村山市			5	5	5	9	7			7							
21	多摩市	3		4	4	4	21	20			20	3						
11	稲城市	2		6	6	6	11	5			5							
7	羽村市			7	7	7	7	7			7	2						
12	あきる野市			3	3	3	12	4			4							
19	西東京市	1		10	10	6	15	10			10	1						
437	市計	29	11	237	230	214	381	6	226	55	2							2
5	瑞穂町			2	2			2			2							
3	日の出町																	
1	檜原村																	
2	奥多摩町																1	
	郡部計			2	2					2							1	
7	大島町			5	5	5	7	1			7							
1	利島村																	
1	新島村			1	1						1							
1	神津島村			1	1	1	1	1	1		1							
3	三宅村																	
1	御蔵島村							1			1							
5	八丈町			2	2	1	2	2			2							
1	青ヶ島村			1	1	1	1	1			1							
2	小笠原村																	
	島部計			10	10	8	12	2		4								
	町村計			12	12	8	12	2		6							1	
	合計	98	35	692	679	624	1,071	16	646	102	2			2		1	6	2

上の表は東京都の小・中学校の施設整備の状況を示すものです(「大田・特殊教育を考える会 通信」2005年9月号より転載)。埼玉障害者市民ネットワークの総合県交渉において、埼玉県ではこのほど福祉のまちづくり条例の対象になる「生活関連施設」の中に学校を組み入れたが、県内の小・中学校の施設については「実態把握はいまのところできていない。これから把握していきたい。」と回答したにとどまりました。県にしっかり求めてゆきましょう。

共に生きる街は、共に働く職場、共に学ぶ学校から

この4月から越谷市は障害者就労支援センターを発足させました(写真)。下左は同センターのパンフの表紙です。「分け隔てられることなく」とはっきり謳っています。これは、昨年スタートした越谷市の新障害者計画の基本理念でもあります。センターでは、支援があれば就労できそうな人を支援するだけでなく、本人や周りがその人が就労するといったイメージをまだつかめない人のために職場を体験したり、就労を切り口にした生活の見直しをやってみるといった支援も行います。これまで「正規雇用」できそうな能力・適性があるかないかで、就職かそれとも作業所・施設かと障害者を分けてきた、労働行政と福祉行政、そして教育行政のモノサシとは大きくちがってきます。

これまででは福祉的な支援を必要とする人は就労支援の対象にはなれませんでした。就労支援を受けるためには、本人が努力して福祉的な支援を受けなくてもすむようにならなければいけません。なんとか就労しても支援が必要になりそうならやめさせられました。でも、これからはそれではいけません。ヘルパーや作業所を利用しながら、パートやグループ就労を含む多様な就労の道がきりひらかれてこそ、障害者だけの世界VS障害のない人だけの世界といった断絶がとぎほぐされてゆくのです。

そう考えると、「障害のある子は特殊学級か盲ろう養護学校へ」と分け隔ててきた学校教育こそ、真っ先に改められる必要があります。就学指導(支援)委員会のふりわけを拒否して、近所の友達と一緒に育つことを貫いた親子に、「本来はここに来るべき子じゃないんだから」と親の付き添いを当然のように強いたり、「支援が必要なら別の学校がありますよ」と勧めるなどは、これからの就労支援の方向とあいりません。

越谷市障害者就労支援センター



分け隔てられることなく
ともに育ち、働き、暮らしよう
地域をめざして

一般の職場でも働いてみたい

仕事をしたい

障害のある人に働いてもらっているが、相談したいことがある

今働いている職場のことや悩んでいる

実習だけなら受け入れたい

働き続けるためにこれからの生活を考えたい

仕事や暮らしを相談できる仲間が欲しい

はじめまして!
職場参加ビューロー
世一緒よしよです

越谷駅東口の市役所通りをまっすぐ。旧東京電力の後にできたハローワークのハス向かい、東越谷1-1-7に「職場参加ビューローよしよ世一緒」は、オープンしました。

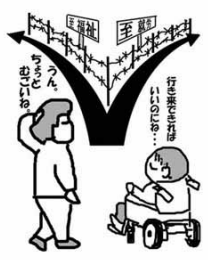
この世一緒はこの春「越谷市障害者就労支援センター」を受託した「NPO法人 障害者の職場参加をすすめる会」の事務所として、「福祉」か「就労」か、分かれがちな障害を持つ人の暮らしを共に考えていく場所として活動しています。まずはご当地、東越谷に開設のご挨拶。どうぞ皆様これから**実習先・バイト先・見学先** などなど…探していまーす。

表にも少々書きましたが、とかく障害を持つ人の暮らし向きというのは「福祉施設か?」「就労か?」と二極化しがちなのが実際です。

例えば障害を持ちながら働いていた人でも、この不景気の中で就職がなかなか見つからず、相談する所もなく「こんなにつまみまでも家の中にいるのなら…」と、福祉施設の扉を叩く例は少なくありません。また、そうして一度職場から分けられて「福祉施設」などに入った人が復職する為に「福祉」と「就労」というフィールドの違いもあり、本人・回りも含め、前に求職していた時よりも更に大きなエネルギーを必要とするのが現実です。

「福祉か?就労か?」ではなく、ゆっくりこの街の中で、その人なりの暮らしと、そして仕事や職を考へて行く為に、「世一緒」では協力していただける個人、お店、企業さん等を募集しています。「障害者ってよくわからないから」なんてお気になさらず。就職だけでなく、実習でなくても、見学や、もつと気軽に街の中での挨拶から、この街での暮らしの一部として、一緒に皆様と考へていければ願ってやみません。

興味のある方はお気軽に TEL/FAX 048(964)1819



右は、この就労支援センターを越谷市から受託したNPO法人・障害者の職場参加をすすめる会の事務所兼活動拠点である「職場参加ビューロー 世一緒」のごあいさつ。

支援センターができて、けっきょくは一人一人の共に働き共に暮らす体験が積み重ねられることが大事。そこから支援の多様なノウハウが蓄えられ、施策化の方向も定まります。市は今年度センター立ち上げの予算を組んだところで一杯なので、市民サイドで「世一緒」をつくり、手弁当で活動し始めたのです。ほんとうにささやかですが、重要な活動です。

ひるがえって学校教育の現場を考へれば、「本来ここに在るべき子ではない」とされながら小・中学校のクラスで共に学んでいる子供たちの実態把握が、同様に重要な力ギです。場を分けた上での部分的交流に限った「支援籍」よりも中身の濃い体験が、明日の糧となるのです。

誰でも参加できるイベント情報 10月

TELは連絡先

- 1日(土) 2005年障害児を普通学校へ全国交流集会 IN 兵庫ポスト集会
北村小夜さん(連絡会世話人)・島治伸さん(文科省)
午後1時半 文京シビックホール3F第1会議室
03-5313-7832(障害児を普通学校へ全国連絡会)
- 3日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会
午後6時半 ウィズユーさいたま
048-479-3799 (ふらっと)
- 9日(日) 秋のTOKO野外おしゃべり会
午前11時 くらしセンター・べしみ 048-975-8511
048-737-1489(山下)048-752-7351(白倉)090-2202-5271(中山)
- 10日(月) どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会事務局会議
午後8時 南浦和・ぺんぎん広場 048-866-3832
- 13日(木) 交通アクセス埼玉実行委員会
午後1時半 朝霞コミュニティセンター
事務局048(761)0561(風の子)大坂富男
- 19日(水) 障害者の職場参加を語る会
午前10時 職場参加ビューロー・世一緒
048-964-1819 (NPO法人職場をすすめる会)
NPO法人職場をすすめる会事務局会議
午後6時 職場参加ビューロー・世一緒
048-964-1819 (NPO法人職場をすすめる会)
- 21日(金) 障害者県東地域就職面接会
午後12時半 越谷市中央市民会館4F
048-931-6111(ハローワーク草加) 048-736-7611(ハローワーク春日部)
048-969-8609(ハローワーク越谷)
- 23日(日) わけへだてられることなく 共に育ち学ぶために 鴻巣集会
午後1時半~4時 鴻巣市総合福祉センター生涯学習室
鴻巣市箕田4211-1 TEL 597-2100(社協)
竹迫 048-942-7543 松森 048-548-7713 矢島 048-543-4306
- 27日(木) 障害者就業サポートセミナー2005「変動期の障害者雇用を語る」
輪島忍さん(経団連労働政策本部)ほか
午後1時 埼玉トヨペット本社3F大会議室
0493-24-5658(東松山障害者就労支援センター内)
共に働く街をひらくべんきょう会(話し手・山本哲雄さん)
午後6時半 越谷市中央市民会館5F
048-964-1819 (NPO法人職場をすすめる会)

わらじ大バザー&交流フリーマーケット 11月6日(日)春日部市役所裏公園にて